

地域再生法に基づく地方拠点強化税制

固定資産税の不均一課税を実施しています

桐生市への本社機能の移転・拡充を行った場合

固定資産税を3年間軽減します！

1年目

100%

2年目

75%

3年目

50%



【問い合わせ窓口】

○桐生市での固定資産税不均一課税に関すること

桐生市産業経済部商工振興課(市役所3階)
電話:0277-46-1111(内線582・584)

○群馬県地方活力向上地域等特定業務施設整備
計画の認定及びその他の優遇制度に関すること

群馬県産業経済部未来投資・デジタル産業課
電話:027-226-3317

受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで(土・日、祝日を除く)

【対象事業者】 本社機能である特定業務施設※1の移転及び拡充を行う事業者

※1 特定業務施設とは事務所(調査・企画、情報処理、研究開発、国際事業部門等)、研究所、研修所をいいます。

【対象事業内容】

移転型: 東京23区に本社のある事業者が、桐生市内に特定業務施設を移転して整備する事業

拡充型: 東京23区以外からの移転および桐生市内において特定業務施設を整備する事業

【対象要件】

- ①令和6年3月31日までに群馬県の「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定※2を受けていること
- ②認定日から3年間の間に特定業務施設を新設または増設し、取得した減価償却資産※3の取得価格の合計が、3,800万円以上であること(中小企業にあっては、1,900万円以上)

※2 認定の主な要件は以下の通りです

- ・特定業務施設において増加させる従業員数が5人(中小企業者1人)以上であること
(移転型事業の場合は、増加させる従業員数の過半数が東京23区にある事業所からの転勤者であること)
- ・事業内容が地方全体の雇用拡大に寄与していること
- ・事業期間が認定の日から5年以内で、地域再生計画の計画期間内(～令和6年3月31日)であること

※3 減価償却資産とは、土地、建物、構築物、機械装置などをいいます

【移転および拡充対象区域】

本町1～6丁目、西久方町1丁目の一部、境野町7丁目の一部、広沢町1・2丁目、5・6丁目の一部、相生町2～5丁目、新里町板橋・山上・奥沢・小林・武井・野・新川の一部、黒保根下田沢の一部。

【軽減内容】

対象要件を満たした事業者に対して、整備した施設に係る固定資産税を3年間、本来より低い税率を適用します。軽減割合は移転型、拡充型ともに以下の通りです

1年目: **4分の4**(100%) 2年目: **4分の3**(75%) 3年目: **4分の2**(50%)

※その他にも、群馬県の地方活力向上地域特定業務施設計画の認定を受けることにより特定業務施設の新増設に係る課税の特例(オフィス減税)、特定業務施設における雇用に係る課税の特例(雇用促進税制)、特定業務施設の新増設(移転型)に係る不動産取得税の不均一課税、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証などの優遇が受けられます。詳細は群馬県未来投資・デジタル産業課へお問い合わせください。

